

# 重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス利用契約書)

あなたに対する短期入所生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	緑生福祉会
法人所在地	〒459-8001 名古屋市緑区大高町字上蝮池14
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 原田 孝
電話番号	(052) 625-1538

## 2 ご利用施設

施設の名称	南生苑短期入所事業所
施設の所在地	〒457-0835 名古屋市南区西又兵衛町4丁目8番2
都道府県知事指定番号	2371200821
管理者氏名	阿閉 芳信
電話番号	052-619-5310
ファクシミリ番号	052-619-5311

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成16年04月01日	2371200839	100人
居宅	短期入所生活介護	平成16年04月01日	2371200821	15人
	認知症対応型通所介護	平成29年04月01日	2391200322	12人
居宅介護支援事業		平成18年08月01日	2371201209	35人
軽費老人ホーム(ケアハウス)				30人

## 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護を必要とする高齢者に対して、その方の身体的、精神的状況にあった日常生活を営むことができることを目指し、さまざまな生活支援のサービスを提供する。
施設運営の方針	当施設にあつては、利用者が安心して在宅生活が継続できるために、利用者・家族の要望を取り入れ作成した個別のプランに基づきサービスの提供を行います。また、日常生活の中で、明るく、自由に過ごすことができるサービスの提供を行います。

## 5 施設の概要（特別養護老人ホーム南生苑に併設）

### (1) 敷地及び建物

敷地		3400.00 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）
	延床面積	5000.00 m <sup>2</sup>
	利用定員	15名

### (2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	31室	460.3 m <sup>2</sup>	14.85 m <sup>2</sup>
4人部屋	21室	930.9 m <sup>2</sup>	11.08 m <sup>2</sup>

### (3) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂（兼ダイニング・機能回復訓練室）	4室	329.0 m <sup>2</sup>	2.86 m <sup>2</sup>
機能回復訓練室	1室	77.2 m <sup>2</sup>	0.67 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	43.7 m <sup>2</sup>	
機械浴室	特殊浴槽	1台	
個室浴室	4室	40.4 m <sup>2</sup>	
医務室	1室	21.4 m <sup>2</sup>	

## 6 職員体制（主たる職員）

従業者の 職種	職員数	区分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1			1	1	社会福祉士
生活相談員	4	2	2			3.1	2以上	社会福祉士3名 社会福祉主事1名
介護職員	53	35		15		46.9	38以上	介護福祉士38名
看護職員	7	4		2	1			看護師4名 准看護師3名
機能訓練指導員	2	1			1	1.1	1以上	看護師1名 准看護師1名
介護支援専門員	2	1	1			1.5	1以上	社会福祉士1名 介護福祉士1名
医師	2				2		必要数	内科、精神科
栄養士	2		1		1	1.5	1	管理栄養士2名

(注) 上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

併設の特別養護老人ホーム100名分を含む利用者数115名の職員体制です。

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9:00～17:20）常勤で勤務	4週7休
生活相談員	正規の勤務時間帯（9:00～17:20）常勤で勤務	4週7休
介護職員	早番（7:30～15:50 または 8:30～16:50） 日勤（9:00～17:20） 遅番（10:30～18:50 または 11:40～20:00） 夜勤（16:40～9:20） ・昼間（9:00～17:20）は、原則として職員1名あたり入所者7名のお世話をします。 ・夜間（20:00～7:30）は、原則として職員1名あたり入所者23名のお世話をします。	原則として、4週7休
看護職員	・早番（8:00～16:20） 遅番（10:30～18:50） ・日勤帯は原則として2名の職員が勤務し、夜勤帯は非常時用に当番待機します。	原則として、4週7休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（9:00～17:20）常勤で勤務	4週7休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9:00～17:20）常勤で勤務	4週7休
医師	嘱託医：週2日（月、金曜日）14:00～16:00まで勤務 精神科医：月2回（第1、3水曜日）13:30～15:30で勤務	
栄養士	正規の勤務時間帯（9:00～17:20）常勤で勤務	4週7休

## 8 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
入退所時間	10:00～17:00 施設の都合により、時間を指定させていただくことがあります。
ご予約の方法	<p>ご利用の予約は、利用を希望される期間の2ヶ月前の初日から受け付けております。区分支給限度額の内か否かを確認する関係上、原則として、居宅介護サービス計画を作成している方を通して、ご予約願います。</p> <p>また、介護保険を利用しない場合の利用（いわゆる全額自己負担利用）については、保険優先の原則により、利用の可否は保険外利用期間の初日の2週間前に決定させていただきますのでご了承ください。</p>

## 9 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> <li>・温冷配膳車にて適温の食事を提供します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 8:00～ 9:00 昼食 12:30～13:30 夕食 18:00～19:00
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> <li>・おむつ代は保険給付の対象です。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・寝たきりで座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> <li>・個別入浴希望の方は、ユニットバスでの入浴も可能です。</li> </ul>
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>・シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は、年2回実施します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプランに基づき、機能訓練指導員（所有資格：看護婦）による入所者の状況に適合した機能訓練（作業療法、運動療法など）を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員により、適時健康相談に応じます。</li> <li>・緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</li> <li>・ただし、入所者が外部の医療機関に通院する場合は、家族の方で対応願います。</li> </ul>
相談、援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市南区内を通常の送迎範囲とし、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して実施します。</li> </ul>

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
食事の提供	・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。
居室の提供	・個室または4人室を提供します。
洗濯	・利用期間中に身につけておられた衣類で、汚れの目立つものについては、洗濯のサービスを致します。
喫茶室等	・喫茶室を毎日ご利用いただけます。
レクリエーション行事・クラブ活動	・施設での生活を豊かにするため、様々なレクリエーションや四季折々の行事を用意しております。 ・併設の特養入所者と合同での企画を実施します。

10 利用料

(1) 法定給付に関わる利用料 平成30年4月1日～

区 分	要介護度 (/日)	利 用 料			
		個室		4人部屋	
		介護報酬の 告示上の額	1割負担額	介護報酬の 告示上の額	1割負担額
介護サービス費 (サービス提供体制 強化加算Ⅰイ、介護 職員処遇改善加算Ⅰ を含む)	要支援1	5339円	534円	5339円	534円
	要支援2	6584円	659円	6584円	659円
介護サービス費 (夜勤職員配置加算 Ⅲ、サービス提供体 制強化加算Ⅰイ、介 護職員処遇改善加算 Ⅰを含む)	要介護1	7234円	724円	7234円	724円
	要介護2	8035円	804円	8035円	804円
	要介護3	8858円	886円	8858円	886円
	要介護4	9649円	965円	9649円	965円
	要介護5	10429円	1043円	10429円	1043円
介護サービス費 (送迎加算)	(/回)	介護報酬の告知上の額		1割負担額	
		1992円		200円	
法定代理受領でない 場合	介護サービス費の介護報酬の告示上の額に同じ費用				

- ※ 高額介護サービス費の制度があり、一定額以上の支払いには払戻しされる場合がありますのでお尋ねください。
- ※ 社会福祉法人減免対象者であり、認定証をお持ちの方は、利用者負担の一部が減額されますのでお申出ください。
- ※ 一定の所得以上の方は2割負担、あるいは3割負担(平成30年8月以降)の場合があります。

(2) 滞在費・食費に関する利用料（利用者負担限度額）

利用者負担 段階（/日）	個室		4人部屋		※入退所日の食費については食割として以下の金額とする。ただし、負担限度額の範囲とする。	
	滞在費	食費	滞在費	食費		
第4段階以上 （基準費用額）	1150円	1380円	840円	1380円		
第1段階	320円	300円	0円	300円	朝食	300円
第2段階	420円	390円	370円	390円	昼食	600円
第3段階	820円	650円	370円	650円	夕食	480円

※ 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、お申出ください。

※ 保険適応外の利用につきましては、減額の対象とならず基準費用額となります。

(3) その他の利用料

区 分	利 用 料
送迎代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南区内 無料</li> <li>・南区外 南区を越えた地点から自宅までについて、片道1キロメートル当たり100円をご負担いただきます。</li> </ul>
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として無料（施設内でまとめ洗いできるもの）</li> </ul>
喫茶室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶料金は、料金表のとおりご負担いただきます。</li> <li>・売店は実費をご負担いただきます。</li> </ul>
レクリエーション、行事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として無料</li> <li>・特別に費用を要する活動等で、予め料金を定めたものはその費用をご負担いただきます。（参加は任意のものです）</li> </ul>

(4) キャンセル料

予約されていた短期入所サービスをキャンセルされる場合は、下の通りキャンセル料を申し受けます。ただし、キャンセルされる理由が、利用者の入院など健康状態によるものや当苑が正当と認める時はこの限りではありません。	
利用日前日、当日	1380円（食費1日分相当額）
利用日2日前以前	無料

(5) 利用料等の支払い方法

請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書10-(1)～(4)の利用料等を月締めで精算し、翌月15日までに請求書を作成します。</li> </ul>
銀行引落とし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行等の通帳をお持ちの方は、銀行引落としができます。</li> <li>・当施設指定の銀行口座より、利用月の翌月の26日（休日の場合は翌営業日）に引落とし致します。</li> <li>・現金でのお支払をご希望の方はご相談ください。</li> </ul>

### 1 1 苦情等申立先

当施設相談室	窓口担当者 本田 愛 (苦情解決責任者 苑長：阿閉芳信) ご利用時間 毎日午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 052-619-5310 面接、苦情箱 (1階事務所エレベーター前に設置)
行政機関その他	国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165
の苦情受付機関	名古屋市介護保険課 電話 052-972-2592
外部相談窓口	あいち福祉オンブズマン
(サービス相談	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-35
委員会	TEL (052) 963-0338
	FAX (052) 963-0338
	火・木 (13:00～17:00)

### 1 2 嘱託医師

医療機関の名称	いまい内科クリニック
院長名	今井 健次
所在地	名古屋市南区豊一丁目28番18号
電話番号	(052) 693-2011
診療科	内科 循環器科 小児科

### 1 3 協力医療機関

医療機関の名称	山口病院 (医療法人 山和会)
院長名	山口 賢司
所在地	名古屋市南区加福本通3-28
電話番号	(052) 611-6561
診療科	整形外科 外科 胃腸科 脳神経外科 皮膚泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科
入院設備	ベッド数 60床

### 1 4 事故発生時等の対応

入苑者に対する事故、病状の急変、 その他の緊急事態が生じたとき	速やかに入苑者の家族・嘱託医等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
------------------------------------	-------------------------------------

### 1 5 秘密保持

<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。</li> <li>・職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含みます。</li> </ul>
---

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム 南生苑 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	隣家、隣接施設及び西又南町内会に依頼し、非常時の協力体制を整えています。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム 南生苑 消防計画」にのっとり年3回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	26個所
	避難階段	2個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知設備	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	49個所	漏電火災警報器	なし
	ガス漏れ警報器	なし	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
防火管理者	苑長 阿閉芳信			

## 17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

診断書の提出	初回利用時または身体的状態が変化した時に、施設での安全を確保する等の目的で、診断書の提出を求める場合があります。その時は、指定する期日までに診断書を提出してください。
保険証の提示	介護保険証及び医療保険関係証を利用のつど提示してください。
来訪・面会	面会時間 9:00～21:00 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度、面会簿に記入の上職員に届出てください。原則として来訪者の宿泊はできません。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず職員に申出て、所定の用紙に行き先と帰宅時間を記入し提出してください。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた時間、場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。消灯時間は午後9時から午前6時までです。
所持品の管理	決められた収納スペースの範囲以上のものの持ちこみはご遠慮ください。所持品には必ず名前を書いておいてください。衛生上問題のあるものは、速やかに処分してください。刃物等の危険なものは、安全な方法で管理してください。管理上の問題等で、他の利用者を傷つけた場合には、賠償していただく



	ことがあります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
鍵の管理	居室内の鍵付引出しの鍵など、利用者が鍵を管理される場合は紛失しないようご注意ください。紛失等の場合は、実費相当分を弁償いただきます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はお断りします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

## 18 附記

1. 記載されている内容は、平成30年4月1日現在のものです。
2. 重要事項説明書は毎年4月1日に新しいものを作成します。
3. サービス内容や利用料等でその内容の変更により、利用者へ悪影響を及ぼすと思われる変更については、変更の2ヶ月前に当苑掲示板にて公表いたします。

以上の内容について同意致しました。

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_